

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書

〇〇(都道府)県知事 殿

住 所
氏 名 印

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、貸付資格の認定を受けたいので、申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴（都道府）県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

(別添)

農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1に定める借入申込希望書及び経営改善資金計画書を添付する。

番 号
年 月 日

農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書

殿

〇〇(都道府)県知事 印

(貸付資格を認定する場合)

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、農業改良資金の貸付けを受けることは適当であると認め、その旨を通知する。

(貸付資格を認定しない場合)

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、以下の理由から農業改良資金の貸付けを受けることは適当でないので、その旨を通知する。

貸付資格を認定しない理由

(別添)

提出のあった経営改善資金計画書の写しを添付する。

注 特例対象者が申請者の場合にあつては、経営改善資金計画書に代えて様式 6 に添付された別添(様式 6 附属)の写しを添付する。

番 号
年 月 日

〇〇（都道府）県知事 殿

公庫又は融資機関の代表者 印

農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付について、 年 月 日付けで別添のとおり〇〇〇（申請者名）から農業改良資金貸付資格認定申請書の提出がありましたので、送付いたします。

(別添)

提出のあった農業改良資金貸付資格認定申請書を添付する。

注 特例対象者が申請者の場合にあつては、様式6を添付する。

番 号
年 月 日

公庫又は融資機関の代表者 殿

〇〇（都道府）県知事 印

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

年 月 日付で〇〇〇（申請者名）から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を交付したので、お知らせする。

（なお、当該申請者に対し本県が貸し付けた農業改良資金の残高は、令和 年 月 日現在 円であるので、申し添える。）

注：当該申請者に対して既に都道府県が貸し付けた農業改良資金の貸付残高が存在する場合、括弧書き以下の文を追加してその金額を通知すること。

(別添)

申請者に交付した農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式 3）の写しを添付する。

農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

〇〇（都道府）県知事 殿

住 所

氏 名

印

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第4の6の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴（都道府）県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

（注1）特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）第4の1の(1)から(3)までに定める貸付対象者をいう。

（注2）関係機関とは、運用基本要綱第3の6で定める貸付けの手続において関係する公庫又は融資機関とする。

（別添）

認定農商工等連携事業計画、認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。

（都道府）県知事が求めた場合は、運用基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

別添（様式 6 附属）

| | |
|---------|--|
| 受 理 機 関 | |
|---------|--|

1 農業改良資金の借受けの概要

| 償還期間 | 据置期間 | 資金交付 希 望 日 | 借り受けようとする事業費及び申請額 | | |
|------|------|---------------|-------------------|-------|-------|
| | | | 事 業 量 | 事 業 費 | 申 請 額 |
| 年 | 年 | 月 日 | | 千円 | 千円 |

| 申 請 者 の 概 要 | |
|---|--|
| 申請者の氏名又は名称、主たる事業所(場)の所在地、設立時期（個人にあつては事業開始の時期）、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数 | |

2 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

(1) 農業改良措置を支援するための措置の内容

(2) 支援によって改善される農業者の農業経営の概要

| 区 分 | 具体的作物家畜名等 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 新農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新加工事業の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の販売方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の販売方式の導入 | 例 変更前 → 変更後 春まき小麦 春まき小麦 プラウ耕起～破土 (プラウ耕起) 破土・整地・施肥・は種 地・施肥・は種 コンビドリルを導入することにより、春まき小麦のは種体系を変更。破土・整地・施肥・は種が1工程で可能となり、労働時間の軽減や適期は種作業を可能とし、コストの削減及び品質の向上が図られる。 |

※区分欄において該当する選択肢に を記すこと。

※農業改良措置（農業経営の改善）の内容が明確になるように記載すること。

3 計画期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 連携又は支援先の農業者等の氏名及び居住地

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |

5 農業改良資金の借入れにより設置する施設

(1) 連携又は支援先の農業者等の農業経営に必要な施設の設置

| 設置年度 | 施設等の規模・能力等 | 事業費 | 設置効果(作業の効率化等) |
|--|--------------------|-----|---------------|
| | m ² (台) | 千円 | |
| 施設等の設置場所 | | | |
| <input type="checkbox"/> 特例対象者の倉庫等に設置・保管, <input type="checkbox"/> 農業者の圃場に設置, <input type="checkbox"/> 農業者の倉庫等に設置・保管, <input type="checkbox"/> その他 () | | | |

- (注1) 施設の設置は連携又は支援先の農業者等のために行うものとする。
 (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
 (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
 (注4) 施設等の設置場所については、該当する選択肢に を記すこと。なお、その他の場合には具体的に記入すること。
 (注5) 認定中小企業者又は促進事業者がそれぞれ連携又は支援先の農業者等に代わって当該施設を設置する場合は、施設の改良以外のものに限る。

(2) 農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

| 設置年度 | 加工施設等の規模・能力等 | 事業費 | 農畜産物等の加工内容 |
|------|--------------------|-----|------------|
| | m ² (台) | 千円 | |

- (注1) 施設の設置は連携又は支援先の農業者等のために行うものとする。
 (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
 (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
 (注4) 当該加工施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

(3) 農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

| 設置年度 | 販売施設等の規模・能力等 | 事業費 | 農畜産物等の販売内容 |
|------|--------------------|-----|------------|
| | m ² (台) | 千円 | |

- (注1) 施設の設置は連携又は支援先の農業者等のために行うものとする。
 (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
 (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
 (注4) 当該販売施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

6 連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

| 年度 | 農畜産物等の種類 | 農畜産物等の調達総量 A | 連携又は支援先の農業者等の氏名 | 連携又は支援先の農業者等からの調達数量 B | 新規又は拡充量 (トン) | 調達量の割合 (%) B / A | 備考 |
|----------------------------------|----------|-----------------|-----------------|--------------------------|-----------------|------------------------|----|
| 初年度 (R 年度) | | | | | | | |
| 2 年目 (R 年度) | | | | | | | |
| 3 年目 (R 年度) | | | | | | | |
| 4 年目 (R 年度) | | | | | | | |
| 5 年目 (R 年度) | | | | | | | |
| ~~~~~ | | | | | | | |
| 最終年度 (H 年度) | | | | | | | |
| 連携又は支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間 | | | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | |

- (注 1) 連携又は支援先の農業者等が複数の場合には、「連携又は支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各連携又は支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。
- (注 2) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること。
- (注 3) 認定中小企業者が使用する加工施設又は販売施設の取得等を行う場合は、連携先の農業者等と最低 5 年以上の契約を締結し、安定的な取引関係を継続することが見込まれること。
- (注 4) 認定中小企業者又は促進事業者が施設を使用する場合において、連携又は支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携又は支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。
- (注 5) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。